

2011年度 要望内容	回 答 内 容
<p><b>1. 雇用・労働施策（3項目）</b></p> <p><b><u>(1)良質な雇用の確保と創出に向けた労働施策の充実・強化について</u></b></p> <p>市民生活の安定と公正処遇を基本に、良質な雇用の確保と創出に向けて産業政策と一体となった雇用労働施策の充実をはかること。また、再就職支援等のセーフティネットを含めた職業訓練および能力開発の機会、拡充をはかること。</p> <p>※良質な雇用とは・・・期間の定めのない直接雇用を原則に、安定した賃金と公正な処遇が実現された働きがいのある労働が提供されること。</p>	<p>本市では、平成21年度から23年度の3ヵ年を事業期間として、国において創設された「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」や新たに創設された「重点分野雇用創造事業」を活用して雇用創出をおこなっているところです。</p> <p>「重点分野雇用創造事業」は、介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の今後成長分野として期待される6分野と大阪独自に設定した製造業、情報・通信業、小売業、サービス業の4分野をあわせた10分野に特化して雇用創出と地域ニーズに応じた人材育成を図ることとされています。</p> <p>本市においては、平成22年度に介護分野として、給料を得ながらホームヘルパー2級（180人）や介護福祉士（20人）の資格取得をめざす「介護雇用プログラム」を、環境・エネルギー分野として、住宅の太陽光発電設備の施工技術者（20人）を養成する事業などを行っています。</p> <p>また、若年者の雇用状況が非常に厳しいことから、昨年10月より未就職の若者を人材派遣会社が新規雇用し、紹介予定派遣により、市内中小企業に派遣して必要な知識と技能を習得させて常用雇用につなげる「大阪市ジョブアタック事業」（250人）を実施しているところです。</p> <p>平成23年度においては、大阪市ジョブアタック事業を1,150人と大幅に拡充するほか、介護・医療分野、地域社会雇用、障害者就労促進にむけた雇用創出など、働きながら実践的な技術や知識を高めキャリアの形成を図る事業などを実施する予定です。</p> <p>今後とも大阪府をはじめとする関係先と連携しながら、雇用創出と再就職支援等の充実・強化に取り組めます。</p> <p><b>【市民局 雇用・勤労施策担当】</b></p>
<p>①大阪版地域雇用戦略会議と位置づけた大阪雇用対策会議は、8者連携による効果の最大化に向けて、階層別会議等の充実をはかり、昨年まとめた緊急雇用対策プランを着実に実行すること。また、地域労働ネットワークとの連携で地域における労働課題の集約から具体施策に反映すること。</p>	<p>大阪雇用対策会議は、従来から府域における雇用対策を総合的に推進する役割を担ってきましたが、雇用失業情勢を抜本的に改善するにはオール大阪で雇用対策に取り組む必要があることから、平成22年2月には「大阪版地域雇用戦略会議」に位置づけるとともに、より幅広く実効ある緊急雇用対策を展開するため、新たに近畿経済産業局、堺市、大阪商工会議所が構成団体となることで、より強力で雇用失業情勢の改善に向け取り組んでいます。</p> <p>平成21年9月に策定しました「緊急雇用対策プラン」につきましては、構成団体8者がそれぞれの役割を踏まえ、相乗効果を発揮できるよう「オール大阪」で事業連携を図りながら推進しています。雇用情勢の悪化に対応した緊急の取組については、現下の厳しい雇用情勢を改善するため、雇用を「守る」、雇用を「増やす」、雇用に「つなぐ」の緊急の取組を進めています。</p> <p>また、特に雇用失業状況の厳しい就職困難者に対する就労支援等の取</p>

	<p>組については、「障害者」、「若年者」、母子家庭の母、「中高年齢者」など階層別による取り組みも、「オール大阪」で対象者ごとにきめ細かな支援を行っています。</p> <p>緊急雇用対策プランについては、その進捗状況を随時把握するとともに毎年見直しを行うこととしており、平成21年9月のプラン策定後は、プランを取り巻く状況が大きく変化していることから、連合大阪をはじめとする構成8者が十分に連携して、今後はその変化を反映したものを策定してまいります。</p> <p><b>【市民局雇用・勤労施策担当】</b></p>
<p>②特に就職困難層（若年層・障がい者・高齢者・母子家庭の母親・ホームレスの人・外国人労働者等）に対する地域就労支援事業の施策強化をはかること。</p>	<p>「就職に向けた支援が必要な人」は、様々な就労阻害要因を抱えており、現在の厳しい雇用情勢においては、働く意欲がありながらも雇用・就業に結びつきにくい状況にあります。本市では、「地域就労支援事業」や「しごと情報ひろば」での職業相談・職業紹介をはじめ様々な事業を実施することで、就職に向けた支援を行っています。</p> <p>これらの就業支援事業をより効果的・効率的に実施するため、大阪市雇用施策推進本部に「就職に向けた支援が必要な人の雇用推進検討部会」を設置し、「就職に向けた支援が必要な人」の支援にかかる施策間の連携をより緊密にし、一人でも多くの方が就労に結びつくよう努めております。</p> <p><b>【市民局雇用・勤労担当】</b></p> <p>大阪市では、青年期になっても仕事につかないなど、社会参加し自立していくことに課題をかかえる若者を対象として、個々の状況に応じて相談から継続的な支援を行なう「大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか」を実施しています。</p> <p>課題を抱えた若者に、必要な支援に関する情報を届け、個々の状況に応じた支援を行っていくため、地域の身近な就業支援や福祉の相談窓口をはじめとするさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、連携を図りながら、若者が次のステップに踏み出せるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>【こども青少年局 青少年事業企画担当】</b></p> <p>大阪市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、愛光会館において、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介など一貫した就業支援サービスを行っております。</p> <p>また、より身近な地域で、きめ細かで継続的な就業相談を実施するため、各区保健福祉センターにおいて、週1、2回、ひとり親家庭等就業サポーターによる専門の就業相談窓口を開設しております。</p>

**【こども青少年局 こども家庭支援担当】**

高齢者の就業支援については、大阪市シルバー人材センター及び高齢者生きがい就労支援センターにおいて、就業を通じて社会参加や生きがいづくりを希望する方が、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に活かされるように、多様なニーズに対応した就労の場や機会の確保を行うことにより、仕事を通じた生きがいの充実や健康づくりに努めているところです。

**【健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当】**

本市では、市内における就労支援ネットワークの総合センターの役割を果たす大阪市障害者就業・生活支援センターについて、6つの地域就業支援センターとこれを統括する中央センターにより、市内7地域で就労支援を実施しているところです。

また、各区保健福祉センターをはじめとした関係機関との連携のもとで地域に根ざした就労支援を行っており、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方を対象に、就労に関する相談から職場定着に至るまで、就業面及び生活面で一体的な支援を行っております。今後とも、これらの施設や関係機関との連携の強化はかり、障害者の一人ひとりの状況に応じた就労支援ができるよう努めてまいります。

**【健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当】**

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本とし、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、自立支援センターへの入所を図り、生活習慣の改善、心身の回復とともに、アセスメントを行い、個々の就業ニーズや職業能力に応じた支援プログラムを設定して各種施策を活用し、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

具体的には、次のような取り組みを行います。

・自立支援センターでは、市内の公園・道路等で起居するホームレスのうち、就労意欲・能力がある人等に対して、宿所及び食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定との連携のもとで、職業相談・職業紹介等を行うことにより、入所者の就労による自立促進を支援します。

・全員が一旦入所するアセスメント型自立支援センターにおいて、個々の状況についてアセスメントを行い、就労自立が適当な人は就労支援型自立支援センターへ転所し、疾病や高齢等により、就労自立が困難な人は居宅保護や福祉施設入所、医療機関入院等、個人の状況に応じた支援を行います。

	<p>・自立支援センターの就労退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行います。また、再び失業するような場合にも、自立支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するための支援を行います。</p> <p>・また、国のホームレス等就業支援事業を活用し、自立支援センターの入所者、あいりん地域の高齢日雇労働者及び住居喪失不安定就労者に対する就業支援等を行います。</p> <p>【健康福祉局 生活福祉部 ホームレス自立支援担当】</p>
<p><b><u>(2)各種労働法制の周知徹底と監督行政の強化について</u></b></p> <p>労働基準法や改正最低賃金法など、労働者に直接的な影響が大きい各種労働法制について、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、違反事業所などは監督行政と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。</p>	<p>本市では、国からの労働関係法の改正等の通知に基づき、ホームページや市政だより（区版）、情報誌しごと情報ひろばなどを活用し広く周知に努めているところです。</p> <p>また、全所属に対しても労働基準法や最低賃金などの改正等について、チラシやポスターを活用した周知依頼を行うとともに、民間企業への業務委託を行う場合など、その発注にあたり留意するよう通知しています。</p> <p>【市民局 雇用・勤労施策担当】</p>
<p><b><u>(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について</u></b></p> <p>市町村運営を福祉の視点から点検した総合評価入札制度を導入していない市町村については早期に導入すること。特に賃金を含めた労働法順守だけでなく、環境活動の評価導入や清掃業以外の業種へも拡大をはかり、公正な入札制度を確立すること。また、総合評価入札制度の次のステップとして、公契約条例の制定に向けた取り組みを行うこと。</p>	<p>大阪市では、本市事業を活用して就職困難者を雇用・就業に結びつけていくという観点から、2004（平成16）年度に本市の庁舎清掃業務のうちWT0物件（政府調達協定）である5施設（大阪市庁舎、大阪市交通局庁舎、大阪市立大学学舎、大阪市立総合医療センター、大阪市立大学医学部附属病院）を対象に総合評価入札制度（以下「制度」という。）を導入し、2005（平成17）年度には、大阪市立総合医療センターと大阪市立大学医学部附属病院の病棟区域を対象を拡大してまいりました。</p> <p>2006（平成18）年度には3年の複数年契約とするとともに、大阪市立大学学舎の学術情報総合センターに対象を拡大しました。</p> <p>2007（平成19）年度には中規模物件として、3年の複数年契約で、大阪市立弘済院、大阪市立北市民病院、大阪市立十三市民病院、大阪市立住吉市民病院、東部方面管内一円公園、西部方面管内一円公園、南部方面管内一円公園、北部方面管内一円公園、天王寺動植物園管内一円公園の9物件について制度を導入し、2010（平成22）年4月には新たに大阪市立中央図書館にも拡大（大阪市立北市民病院は民営化のため除外となりました。）し、知的障害者やホームレスなど就職困難者の雇用就業促進に取り組んできたところです。</p> <p>さらに、2010（平成22）年6月に清掃業務以外の業務となる「各区における夜間の自転車盗監視委託業務」、同7月に「ポイ捨て・路上喫煙防止啓発委託業務」に対象業務を拡大したのをはじめ、2011（平成23）年4月に清掃業務の新規物件として咲洲国際船客上屋施設、臨港緑地（その1）、（その2）、西淀川区役所を、さらに、清掃業務以外の業務</p>

	<p>である高速鉄道・中量軌道及び乗合自動車広告類取替業務にも制度を導入し、契約締結する予定です。</p> <p>なお、落札者決定基準の評価項目として、賃金を含めた労働法規を順守することはもとより、企業としての環境活動への取組み状況を対象とした公共性評価及び適正な履行の確保を図るための技術的評価を定めています。</p> <p>【市民局 雇用・勤労施策担当】</p> <p>最低賃金をはじめとする賃金・労働条件の基準やその適用につきましては、国において定められるべきものと考えております。今後とも国や他都市の動向を注視し、下請事業者の保護や最低賃金の確保などの方策についての情報収集を行ってまいります。</p> <p>【契約管財局契約部 契約制度担当】</p>
<p><b>2. 経済・産業・中小企業施策（4項目）</b></p> <p><b><u>(1) 中小・地場企業とのマッチング施策の拡充について</u></b></p> <p>大阪府域の地域経済活性化に向けて、産官学が連携し、既存のリーディング産業と中小企業のマッチング施策の充実をはかること。また、中小企業への積極的な支援として、商品力・技術力のPRや販売・流通経路の助成支援によって、ビジネスチャンスが拡大する施策を誘導すること。</p>	<p>大阪市では、本市の中小企業支援センターである大阪産業創造館において、中小企業の技術・製品開発の課題解決のために、大学や研究機関の専門家や研究者の持つシーズとマッチングし、共同研究を行うためのサポート事業を実施しています。</p> <p>また、商談会・セミナー・交流会を開催するほか、豊富な経験と人脈をもつマッチングナビゲーターが、優秀な技術や製品を有する市内中小企業を訪問し、マッチングを実施するなど、中小・ベンチャー企業の販路開拓や事業提携につなげ、ビジネスチャンスの拡大を図っております。加えて、マスコミ関係者に自社の商品やニュースなどのプレスリリースができるインターネットサービスや中小企業の取り組みを紹介する広報紙の発行を通じて、商品力・技術力のPRを支援しております。</p> <p>今後とも、ベンチャー企業・中小企業のビジネスチャンスを拡大する支援を展開してまいりたいと考えております。</p> <p>【経済局 産業振興部 企業支援担当】</p>
<p><b><u>(2) 新たな雇用創出に繋がる企業誘致施策の拡充と重点分野雇用創造事業の強化について</u></b></p> <p>企業誘致施策は、中小・地場企業との連携や事業拡大による新たな雇用創出が期待できることから、府とも連携をはかり大型補助金や低金利融資などの積極的な施策を内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。</p>	<p>大阪市では、市内企業の取引機会の拡大及び新産業の育成・振興、雇用機会の創出など、大阪経済の活性化に資することを目的に、国や大阪府、大阪商工会議所等と連携しながら、助成金等のインセンティブを活用して、国内外企業の誘致活動を積極的に進めております。</p> <p>今後とも、ホームページ等の各種媒体や関係機関、海外事務所など様々なネットワークを活用した情報発信や国内外での大阪市のプロモーションを積極的に実施するとともに助成金等のインセンティブの効果的なPRに努め、臨海部等への企業等の本社や工場、研究施設の集積促進に努めてまいります。</p> <p>【政策企画室企業誘致担当】</p>

<p>また、求人の多い介護や福祉分野、さらに立地環境に恵まれた港湾、観光分野へは積極的に投資を行うこと。</p>	
<p><b><u>(3) 中小・地場企業への融資制度の拡充について</u></b></p> <p>大阪の優良な中小・地場企業を力強くサポートするために、多様な融資制度を利用者の視点で迅速かつ、使いやすい融資制度に整備すること。</p>	<p>本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪市信用保証協会の保証を付けて融資する各種制度融資を実施しています。</p> <p>とりわけ、国の景気対応緊急保証制度が平成 22 年度末で期限を迎える中、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者の資金調達を支援するため、セーフティネット型の制度として、売上が減少している小企業者向けの「経営支援特別融資」をはじめ、「経営安定対策資金融資」や「資金繰り改善特別融資」など、きめ細かな対応を可能とするための制度も実施しています。</p> <p>また、多様な資金ニーズに対応した「一般事業資金」を制度融資として実施するとともに、大阪の中小・ベンチャー企業支援拠点である大阪産業創造館と連携を強化しつつ、将来性ややる気のある企業に対する融資制度の充実を図っています。</p> <p>本市では今後とも、市内中小企業者のニーズを把握しつつ、適正な制度の運営に努めてまいります。</p> <p>【経済局 産業振興部 金融担当】</p>
<p><b><u>(4) 下請二法の順守とガイドラインの周知徹底について</u></b></p> <p>親事業者の厳しい経営実態から、下請け中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。また、下請けかけこみ寺の相談実績も大幅に増加していることから、中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底等、監督行政と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。</p>	<p>本市では、大阪産業創造館経営相談室（あきない・えーど）に、中小企業診断士等の相談員が常駐し、市内中小企業の相談に応じており、相談内容によりましては、弁護士・公認会計士・税理士・技術士等の専門家による専門相談（事前予約制）も行っております。さらに、時間や場所にとらわれることなく 24 時間受付しているオンライン相談も実施しており、各分野の専門家が原則 2 営業日以内に回答しております。</p> <p>また、親事業者を対象に、文書により下請中小企業への発注業務量の拡大と下請取引の適正化の呼びかけを継続して行っており、平成 22 年度は 9 月に、さらに平成 23 年 3 月にも同様の呼びかけを行うこととしており、今後も、公正取引委員会、近畿経済産業局、大阪府、財団法人大阪産業振興機構など関係機関との緊密な連携、情報交換に努めてまいります。</p> <p>【経済局 産業振興部 企業支援担当】</p>
<p><b>3. 行財政改革施策</b></p> <p><b>(5 項目)</b></p> <p><b><u>(1) 行財政改革の中期目標と情報公開について</u></b></p> <p>行財政改革については、新地方行革指針（平成 17 年）</p>	<p>大阪市では、高コスト体質からの脱却をめざし、平成 18 年度から 22 年度に市政改革に取り組みました。この改革によって、経費や職員数の大幅な削減、職員厚遇の是正、さらに、職員へのコンプライアンス意識の徹底、情報公開の徹底等による市役所のガバナンス強化などを進めた結果、全国情報公開度ランキング（平成 21 年 8 月公表）では、大阪市が総合順位で 1 位となるなど、サービス・体質の改善などにおいて大き</p>

<p>に基づく、集中改革プランが概ね昨年度で終えたことから新たな中期目標の設定と大阪府同様、積極的な情報公開とそれに基づく意見収集に努めること。</p>	<p>な成果をあげ、数値目標についても、当初の目標を大幅に超える水準で達成することができました。</p> <p>しかし、現在の厳しい財政状況を克服し、持続可能な大阪市を支える行財政基盤を構築するためには、引き続き市政改革に取り組んでいく必要があります。現行の市政改革基本方針や行財政改革計画の計画期間終了後の平成 23 年度以降の新たな市政改革について、検討を進め、平成 23 年 2 月には(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver. 1.0」(案)一なにわルネッサンス 2011-を公表しました。</p> <p>新たな市政改革では、「地域から市政を変える」を基本的理念とし、「大都市大阪の地域力の復興と公共の再編」「区役所・市役所力の強化」「持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築」を指針として取り組むこととしており、その実現に向けた平成 23 年度から概ね 5 年間の主な具体的取組について、項目ごとに目標を示し、施策・事業の再構築を通じて、例えば、職員数約 4,000 人の削減、約 600 億円の収支改善に取り組むこととしています。</p> <p>これまで、「基本方針」(案)の検討にあたっては、2 度のパブリックコメントを実施するなど、市民の意見を広く聴いてきました。今後、市会等の意見も踏まえながら、3 月下旬の(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver. 1.0」一なにわルネッサンス 2011-の策定に向けて検討を深めてまいります。</p> <p>こうした取組を着実に推進するため、外部委員会を設けて進捗管理するとともに、取組の進捗状況や基本方針のバージョンアップを常に市民にわかりやすく情報発信します。</p> <p><b>【市政改革室行財政改革担当】</b></p>
<p><b><u>(2)住民やNPO等との連携をより深めた行政運営の推進について</u></b></p> <p>市町村運営にあたっては、官民協働の視点で府民やNPO等との連携をより深めた施策を展開されること。また、連携のあり方については、市町村の事業を委託するという方向だけではなく、府民やNPO等からの有効な意見、提言を事業化に反映させる双方向のシステム化を構築すること。</p>	<p>本年 2 月に公表した(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver. 1.0」(案)一なにわルネッサンス 2011-では、地域での「つながり」や「きずな」などを再構築し、地域社会を力強いものにして、みんなで「公共」を支えていくことをめざしています。</p> <p>そのためには、さまざまな立場の人々がともに参画し、多様な視点からの意見が反映される市政運営・地域づくりが必要であり、地域団体、企業、NPOなど、多様な人々が話し合い、地域の将来像を共有しながら、地域の活性化に向けて地域活動や地域課題解決に協働して主体的に取り組む地域運営の仕組みである(仮称)「地域活動協議会」の形成を進めていただくとともに、すでに実施している、大阪市の事業について広く事業者から提案を求める「提案競争型民間活用」に加えて、公共サービスを市民や団体、企業などがビジネスの形で担う「社会的ビジネス」についても仕組みづくりに取り組み、企画提案の公募に向けて検討を進めてまいります。</p> <p>さらに、今後、より身近な地域での地域懇談会やテーマ別車座会議の開催、区民モニターや区民アンケートを充実させるなど、区政への区民</p>

	<p>参加の機会を拡充するとともに、対話を通じて協働による区政を進める仕組みとして(仮称)「区政会議」を設置するなど、協働型の区政をすすめます。</p> <p>【市政改革室行財政改革担当】</p>
<p><b><u>(3)市町村に対する権限委譲の着実な実行と重複事業の見直しについて</u></b></p> <p>府より市町村に対して特例市並みの権限移譲をめざした「権限移譲実施計画(案)」(2010年度から2012年度)が示された。今後、3年間で約2000の事務数が移譲される予定であるが、スムーズな権限委譲に向けて市町村サポートチームと十分連携をはかり着実に実行されること。一方で、さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業のあり方について検証するとともに積極的な見直しを行なうこと。</p>	<p>大阪府は、平成21年7月に「特例市並みの権限移譲に向けた基本的な考え方」を発表し、政令市を除く府内市町村に対して「権限移譲実施計画(案)」の提出を求めましたが、本市としても、府からの権限移譲を積極的に進めていく立場から、独自に「権限移譲実施計画(案)」を取りまとめ、平成22年3月に大阪府あて提出したところです。</p> <p>その後、「権限移譲実施計画(案)」に基づき、10事務の移譲を府から受けるなど、府とも連携を図りながら移譲に向けた取り組みを進めているところです。</p> <p>また、府との類似の事務事業のあり方については、「基礎自治体優先の原則」のもと、住民に一番近い基礎自治体が包括的に事務事業を優先的に担い、広域自治体は圏域の調整・補完機能に限定されるべきものと考えております。</p> <p>その考え方に基づいて府市の事業を分類し、「地域主権確立宣言」とあわせ、平成22年7月に「行政事務事業の分類(中間案)」を公表いたしました。</p> <p>今後とも時代の進展・変化に伴う見直しも図りながら、柔軟にあるべき役割分担の整理を行なってまいります。</p> <p>【政策企画室地域主権担当】</p>
<p><b><u>(4)地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言</u></b></p> <p>国の直轄事業負担金の全廃や生活保護費等に関わる社会保障費の負担等について、地方税財源の充実確保の観点から府と連携をはかり、国に対しても積極的な提言および要請を行うこと。</p>	<p>地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営が行えるよう、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、消費税・法人税・所得税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税財源配分の是正を図ることが必要であると考えています。</p> <p>国の直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すべきであり、また、社会保障費の負担等についても、生活保護など全国一律に実施され、地方に裁量の余地がない事業については、国が責任を持って財源を措置すべきであると考えています。</p> <p>また、生活保護に関する課題について、これまでも大阪府をはじめ、近隣市町村や全国政令指定都市などと連携を図りながら取り組みを進めてきており、昨年10月には政令指定都市市長会の部会長としても、社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革等について国に提案、要請してまいりました。</p> <p>今後も引き続き、大阪府をはじめ、近隣市町村や全国の指定都市とも一層の連携を図りながら、提言や要請を行ってまいります。</p> <p>【財政局財政調査担当、政策企画室地域主権担当】</p>

<p><b><u>(5) 行政評価指標の策定と評価のあり方について</u></b></p> <p>限られた予算の有効活用と政策の達成度合い等を検証する観点から、客観的かつ、住民から見てわかりやすい評価指標の策定とそれに基づいた評価を検討されること。また、第三者による外部評価についても導入の検討を行うこと。</p>	<p>本市では、平成18年度より局経営方針をベースとした行政評価に取り組んでおり、戦略と具体的取組の達成状況について、成果指標と業績指標を活用し一体的に評価することで、個々の事務事業評価では見えてこない大局的・戦略的な評価を実施しております。</p> <p>評価の仕組みとしては、各局が前年度の取組実績などをもとに、自己点検・評価を行い、その後、市内部でも点検するとともに、外部の有識者等で構成する「行政評価委員会」においても、客観的な立場から外部評価をいただき、これらの関係資料についてもホームページで公表するなど、市民に対し適宜情報発信を行ってきています。</p> <p>また、これまでの行政評価の成果を踏まえつつ、新たな市政改革の取組と連動し、より効果的な行政評価システムとなるよう検討・見直しを行った結果、平成23年度からは、現行の局経営方針・区取組方針と局長・区長改革マニフェストを統合し、各局・区での「施策の選択と集中」の取組の全体像を示す「局・区運営方針」を新たに策定することとし、この運営方針をもとに評価（局区の自己評価、内部評価、外部評価）を実施することとしています。</p> <p>今後とも、厳しい財政状況のもと、さらなる施策の選択と集中を図っていくことが重要であると認識しており、引き続き、わかりやすい成果指標・業績指標を設定しつつ、客観的かつ効果的な評価を実施することにより、実効性のあるPDCAサイクルの推進を図ってまいります。</p> <p><b>【市政改革室 行政評価担当】</b></p>
<p><b>4. 福祉・医療施策（4項目）</b></p> <p><b><u>(1) 地域医療の充実と医師不足などの解消</u></b></p> <p>大阪府内市町村の医療提供体制の改善を目的とした、大阪府の「公立病院改革に関する指針」および各市町村で策定されている公立病院改革プランの着実な実施を求める。特に、医師、看護師の適正配置を早期に実現するとともに、公立病院改革においては、経営効率化の観点からだけでなく、必要な医療が安定的に提供できる医療提供体制の維持・構築を最優先し、財政支援も含めて、住民の安心・安全、利便性が損な</p>	<p>大阪市では、国の「公立病院改革ガイドライン」や大阪府の「公立病院改革に関する指針」を踏まえ、「大阪市市民病院改革プラン」を策定しました。平成23年度は「大阪市市民病院改革プラン」の最終年度となっており、資金不足の解消など、改革プランの達成に向けての取り組みを進めています。</p> <p>市民病院は、市民が安心・安全な医療を信頼して受けられるための環境の確保と体制整備を進めており、人材の「確保」「育成」「定着」を3本柱に医師、看護師をはじめとする医療職の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、市民病院は、地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、公的医療機関の役割を果たすため、民間医療機関では対応が困難な医療や地域で不足している医療を中心に提供してまいります。</p> <p><b>【病院局 総務部 経営企画担当】</b></p>

<p>われないものとなるよう、民間病院や開業医との連携も進めながら取り組むこと。</p>	
<p><b><u>(2) 高齢者・障がい者など支援を必要とする人に対する福祉サービスの充実</u></b></p> <p>① 2009 年度介護報酬改定および緊急経済対策である「大阪府介護職員処遇改善交付金」および「大阪府福祉・介護人材処遇改善事業助成金」の主旨をいかし、介護労働者の処遇の改善と、介護労働者が安心して働き続けられる環境を整備するために、各市町村の介護現場の状況や課題を把握し、適宜大阪府との情報交換を行うなど、大阪府と連携して取り組むを行うこと。</p>	<p>平成 21 年度の介護報酬の改定については、平成 20 年 10 月政府・与党において決定された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」の 3%改定に加えて、他の業種との賃金格差を縮め、介護職員のさらなる処遇の向上を目的に、「介護職員処遇改善交付金」が平成 21 年 10 月サービス提供分から介護報酬とは別に交付されています。大都市介護保険担当課長会を通じて「都市部における人件費を詳細に調査し、次期の介護報酬改定に適切に反映させること」、交付金については、「現行の交付金の対象者が介護職員に限定されていることや、煩雑な事務処理が事業者の負担になっていることなど、そのあり方を慎重に検討し、交付金を継続する場合は交付金の対象者を介護職員から介護従事者に拡大した上で実施すること」、また、「介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているか、十分に検証を行うこと」を国に要望しております。</p> <p>【健康福祉局 高齢者施策部 介護保険担当】</p> <p>福祉・介護職員処遇改善交付金については、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業として、都道府県が平成 21 年 1 月 0 月から平成 24 年 3 月までの間実施することとなっています。</p> <p>また、現在、国においては、平成 25 年の障害保健福祉施策の抜本的な見直しに向け、平成 22 年 12 月 10 日付けで「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（つなぎ法案）を公布するなど、障害者福祉制度全般に係わる大きな転換期を迎えようとしています。</p> <p>このような状況のなかで、本市としましては、「今後、障害者自立支援法等の見直しを行うにあたっては、国の責任において、低所得者や重度障害のある方などに十分配慮した負担軽減策を実施したうえで、必要とするサービスを安心してすべての方が利用することができるよう、恒久的でわかりやすい制度を構築すること」とともに、「新たな仕組みづくりを行なうにあたり、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう、引き続き国の責任において適切な報酬単価の改善を行うこと」等を要望してまいりたいと考えております。</p> <p>【健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当】</p>
<p>② 介護療養病床を利用している要介護者が、国の施策の方向性として示されている介護療養病床再編に伴って行き場を失うことがない</p>	<p>介護療養病床の廃止に関わっては、平成 23 年度末の介護療養病床廃止期限を猶予する旨の法案を通常国会に提出する考えが示されているところですが、国からは詳細が明らかにされていないところです。</p> <p>引き続き、国、大阪府の動向に注視してまいりたいと考えております。</p> <p>【健康福祉局 高齢者施策部 介護保険担当、高齢施設担当】</p>

<p>よう、国の動向、大阪府の「地域ケア体制整備構想」の取り組みなどを注視しながら、在宅介護サービスや施設・居住系サービス、在宅医療・地域リハビリテーションなど、サービス基盤の確保・充実を行うこと。</p>	
<p>③ 第3次大阪府障がい者計画（後期計画）に基づき、各市町村で実施される地域生活支援事業など、地域における障がい福祉サービス基盤を整備し、必要なサービス量が確保されるよう、十分な財政措置を講ずること。さらに、市民の障がい者福祉サービスに対する理解を促進するための啓発の取り組みを行うこと。</p>	<p>平成 18 年に施行された障害者自立支援法において必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業が地域において計画的に提供されるよう、市町村障害福祉計画を策定することとなっており、現在は「第2期大阪市障害福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度）」に基づき、各年度における障害福祉サービスの目標値や見込量を設定するとともにその確保のための方策を定め、施策を推進しています。</p> <p>今後とも、大阪市障害福祉計画に基づき必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供し、障害者施策が着実に推進されるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、平成 20 年 3 月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画である「大阪市障害者支援計画 後期計画（平成 20 年度～平成 23 年度）」策定し、障害者福祉にかかる正しい認識を深めるための啓発や広報をはじめ、生活支援や生活環境などの施策を幅広く実施することで、障害のある人が持てる力を発揮し地域社会の一員として自立した生活が確立できるよう、取り組んでいます。</p> <p>【健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当】</p>
<p><b><u>(3)HIV/AIDS予防施策の徹底</u></b></p> <p>2009 年、大阪府での HIV ウィルスへの感染、新規患者数が 62 例と過去最多となっている。ここ数年大阪府では感染者数、患者数ともに増加傾向にあることから、大阪府と連携し、HIV/AIDS への感染予防のための啓発の取り組みを強化すること。</p>	<p>本市では、HIV 感染予防のための啓発の取り組みとして、一般向け啓発冊子「エイズのはなし」、中高校生向け啓発冊子「アジェンダ」の発行並びに市ホームページへの掲載、FM802 と共同してエデュケーションリーダーキャンペーンなどの事業を実施しています。</p> <p>大阪府とは、平日夜間、土日曜の HIV 検査を共同実施しているほか、大阪府・堺市・東大阪市・高槻市とエイズ予防週間実行委員会を組織し、毎年 12 月 1 日の世界エイズデーの頃に普及啓発に共同で取り組んでおり、今後も引き続き連携して啓発に取り組んでまいります。</p> <p>また、本年 1 月 11 日付けでエイズに関する外部有識者が参画する「大阪市エイズ対策評価検討会議」を新たに設置しており、専門的な知見もいただきながら引き続き効果的・効率的な普及啓発を進めてまいります。</p> <p>【健康福祉局 保健所 感染症対策担当】</p>
<p><b><u>(4)生活福祉相談体制の強化について</u></b></p> <p>雇用情勢の悪化や地域コ</p>	<p>大阪市では、平成 13 年度には市児童虐待防止連絡会議の設置、平成 14 年度には区役所を拠点とした児童虐待対策の強化を図るため、各区に児童虐待担当係長を配置するとともに、区連絡会議を設置し、実効性の</p>

コミュニティの崩壊から貧困ビジネスや子育て放棄（児童虐待）、孤立した高齢者問題は新たな社会問題となっている。生命の尊さから児童虐待等は、大阪府として専用ダイヤルの設置など早急な対応を図られたが、市町村においても地域コミュニティの強化からも出前相談などソーシャルワーカー（ケースワーカー）等の適切な増員をはかり、生活福祉に関する相談・サポート体制を強化すること。

あるネットワークの構築を進めております。

また、平成 14 年度より、軽度な虐待がある家庭に対し、定期的に訪問支援する「子ども家庭支援員」を養成し、虐待防止にかかるサポート体制の構築に努めるとともに、平成 16 年 4 月から、各区実務者会議に対する保健・医療支援システムの導入を図り、専門医療的な支援を行う取り組みを行っております。

さらに、地域福祉計画の具体化が進展する中で、平成 17 年度には総合的な地域支援システムの中に子育て支援専門部会を設置し、児童虐待防止連絡会議を組み込むことにより、関連する福祉サービスと連携し総合的な支援を行える区レベルの体制整備を図るとともに、主任児童委員や市民ボランティアを対象とした児童虐待予防地域協力員を養成配置するなど地域のネットワークの充実・強化に努めております。

そして、平成 18 年 4 月には、各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、10 月には、児童虐待防止連絡会議を児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として位置づけ、機関連携によるネットワークの強化を図ってきました。

また、平成 21 年 9 月には、こども相談センターに児童虐待ホットラインを開設し、24 時間 365 日体制で、児童虐待の通告・相談に対応し、48 時間以内の安全確認を実施するとともに広く市民に対し児童虐待防止のための啓発や周知を行っております。

一方、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間には、オレンジリボンキャンペーンを推進し、広く児童虐待防止の広報啓発活動を行っております。

また、児童を虐待から守るため、基本理念を定め、本市、市民、保護者の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、通告にかかる対応等基本となる事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的として、平成 22 年 12 月 15 日大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例が公布・施行されました。

今後とも、児童虐待防止事業を着実に実施し、より一層児童虐待防止ネットワークを強化するとともに、施設の充実や里親支援などの受け入れ体制の整備など多様な施策を講じ、充実に努めてまいります。

【こども青少年局 こども家庭支援担当、こども相談センター】

大阪市としまして、貧困ビジネス対策には力を入れて取り組んでおり、大阪府警察とも連携して NPO 代表者などが逮捕される等、取り組みの成果も現れてきています。

平成 22 年 4 月より安定した住居のない要保護者に対して居宅生活への円滑な移行を図るとともに、貧困ビジネスの影響を入り口で排除する「居宅生活移行支援事業」を開始しており、平成 22 年 8 月以降、生活保護申請に同行してきている事業者は皆無となっております。

	<p>す。</p> <p>しかしながら、新たなやり方で生活保護費から利益を得る事業者が皆無とはいえない状況であり、今後、新たなやり方の貧困ビジネスについての対策・対応等を検討していきます。</p> <p>【健康福祉局 生活福祉部 生活保護担当】</p> <p>高齢者のひとり暮らしは、今後、増加することが予測されることから、ひとり暮らし高齢者をはじめとした高齢者を地域で支援する体制の構築は、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においても、重点的に取り組む施策の一つとして位置づけています。</p> <p>具体的には、高齢者の地域生活を支えるためにより身近な地域に設置した地域包括支援センターを核として保健・医療・福祉支援関係者の連携や協働の取組みを強化し、地域特性を踏まえて地域包括ケア体制の充実を進めます。</p> <p>【健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉担当】</p> <p>生活保護実施体制については、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきているところですが、本市の現状を鑑みると、被保護世帯に単身高齢者が多いことから、稼働年齢層への自立支援に重点を置くこととし、65歳未満の稼働年齢世帯には70：1、最低生活の保障や見守り的な支援が中心となる65歳以上の高齢世帯には380：1とし、訪問をおこなう嘱託職員を活用しています。</p> <p>さらに、平成21年以降の急激な雇用の悪化による生活保護世帯の急増に対しては、任期付職員（福祉職員・生活保護ケースワーカー）を採用し保護の適正実施につとめています。</p> <p>【健康福祉局生活福祉部 生活保護担当】</p>
<p><b>5-①. 子ども教育施策 (4項目)</b></p> <p>2010年度から5ヵ年計画で取り組みがスタートした「子ども・未来プラン後期計画」の主旨および計画内容に賛同し、プランの計画通りの実施を求めるとともに、以下の4点について要請する。</p> <p><b><u>(1) 中学校での給食の実施</u></b></p> <p>全国の公立中学校の80%ですでに学校給食が導入されている。地場産物を活用した食育の推進とともに、ひと</p>	<p>中学生の昼食につきましては、平成19年4月に「中学生の昼食の考え方（方針）」を定め、市内の全中学校において家庭からの弁当持参を基本としたうえで、弁当を持参しない生徒にも校内で衛生面、安全面、栄養価に配慮した昼食を提供する昼食提供事業を平成20年度から順次実施し、平成21年9月からは市内全校で実施しております。</p> <p>また、「大阪市中学校給食検討会議」からの提言をうけて、平成21年1月19日には、教育委員会として「中学校における学校給食について」をまとめました。この方針は成長期にある中学生の健全な育成や「食育」の観点から中学校給食の課題について調査・検討を重ねました結果、家庭弁当持参の定着・効果を活かしつつ、多様化している中学生のニーズを踏まえ、家庭弁当と学校給食との選択方式での中学校給食の実施をめざすこととしております。</p> <p>中学校給食の実施につきましては、食育を推進する面からも非常に重要であると考えており、小中学校9年間を通した食育を積極的に推進</p>

<p>り親家庭などの貧困問題などにも間接的な支援策となることも鑑み、未だ10%に満たない大阪府内の公立中学校での学校給食実施率を引き上げるよう、大阪市における具体実施に向けた検討・進捗状況を明らかにすること。</p>	<p>し、平成25年度中の全校実施に向けて順次、取り組みを進めてまいります。</p> <p>【教育委員会事務局 教務部 学校保健担当】</p>
<p><b><u>(2)子どもの権利に関する条例の制定</u></b></p> <p>2009年11月、国連で「子どもの権利条約」が採択をされてから20年を迎えた。日本では1994年5月に批准し、以降、日本国内でも子ども達の人権を守るための取り組みが行われている。大阪府においてもその責務を果たすため、大阪府内の各市町村においても「子どもの権利に関する条例」の制定に取り組むこと。</p>	<p>国の所管に関する事項に該当するため、回答を控えさせていただきます。</p> <p>【市民局 雇用・勤労施策担当】</p>
<p><b><u>(3)児童虐待などに対する取り組みの強化</u></b></p> <p>子どもが安全で安心して生活ができる、子どもの人権が守られた環境を実現するためにも、児童虐待などの子どもの命を脅かす問題を行政・関係機関・地域が一体となって取り組むことを求める。特に「地域で子どもを守る」意識を喚起するためにも、市民への啓発活動の強化に取り組むこと。</p>	<p>大阪市では、平成13年度には市児童虐待防止連絡会議の設置、平成14年度には区役所を拠点とした児童虐待対策の強化を図るため、各区に児童虐待担当係長を配置するとともに、区連絡会議を設置し、実効性のあるネットワークの構築を進めております。</p> <p>また、平成14年度より、軽度な虐待がある家庭に対し、定期的に訪問支援する「子ども家庭支援員」を養成し、虐待防止にかかるサポート体制の構築に努めるとともに、平成16年4月から、各区実務者会議に対する保健・医療支援システムの導入を図り、専門医療的な支援を行う取り組みを行っております。</p> <p>さらに、地域福祉計画の具体化が進展する中で、平成17年度には総合的な地域支援システムの中に子育て支援専門部会を設置し、児童虐待防止連絡会議を組み込むことにより、関連する福祉サービスと連携し総合的な支援を行える区レベルの体制整備を図るとともに、主任児童委員や市民ボランティアを対象とした児童虐待予防地域協力員を養成配置するなど地域のネットワークの充実・強化に努めております。</p> <p>そして、平成18年4月には、各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、10月には、児童虐待防止連絡会議を児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として位置づけ、機関連携によるネットワーク</p>

	<p>の強化を図ってきました。</p> <p>また、平成 21 年 9 月には、こども相談センターに児童虐待ホットラインを開設し、24 時間 365 日体制で、児童虐待の通告・相談に対応し、48 時間以内の安全確認を実施するとともに広く市民に対し児童虐待防止のための啓発や周知を行っております。</p> <p>一方、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間には、オレンジリボンキャンペーンを推進し、広く児童虐待防止の広報啓発活動を行っております。</p> <p>また、児童を虐待から守るため、基本理念を定め、本市、市民、保護者の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、通告にかかる対応等基本となる事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的として、平成 22 年 12 月 15 日大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例が公布・施行されました。</p> <p>今後とも、児童虐待防止事業を着実に実施し、より一層児童虐待防止ネットワークを強化するとともに、施設の充実や里親支援などの受け入れ体制の整備など多様な施策を講じ、充実に努めてまいります。</p> <p><b>【こども青少年局 こども家庭支援担当、こども相談センター】</b></p> <p>本市では、平成 18 年 4 月より全区役所に地域安全対策担当職員を配置し、警察等関係機関や自主的活動を行っている地域・市民団体等と連携・協働を図りながら、小学生児童の下校時に重点を置いた学校園周辺・道路・公園等地域の巡回監視、施設点検等を実施しております。</p> <p>また、同職員による防犯教室等を学校園や地域集会所等で開催するなど、市民の防犯意識の高揚・啓発に努めております。</p> <p>今後も、地域安全対策業務の推進にあたっては、地域のニーズを把握し、各区の犯罪発生状況や地域特性に応じて、警察、地域、各種市民活動団体等と連携を強化しながら、安全なまちづくりの推進を図ってまいります。</p> <p><b>【市民局 市民部 安全まちづくり担当】</b></p>
<p><b>(4) 子育て環境の整備</b></p> <p>① 少子化対策および、働く者が継続して働き続けられる環境を整えるためにも、大阪府内各市町村の待機児童解消に向け、保育所の整備および学童保育施策の拡充を早急に行うこと。保育所整備においては、特にニーズの高い「病児保育」について、医療機関や NPO 団体などと連携</p>	<p>本市では、平成 6 年 12 月から「病児・病後児保育事業」を開始し、その拡充に努めております。病後児保育の対象となる児童は、病気の回復期で集団保育が困難な児童であることから、病状に応じて安静を保てるよう、また、他児童への感染を防止するため、専用の保育室・安静室等が必要となっております。</p> <p>平成 23 年 1 月現在では、乳児院、児童養護施設、保育所及び医療機関 29 ヶ所において実施しており、このうち医療機関では、病気の回復期に至らない場合もお預かりする「病児保育」を行っています。</p> <p>この間の利用実績をみますと、病中の子どもを預かってもらえ、病状の変化に対応できるという安心感がある医療機関での利用が全体的に多いという実態がございます。</p>

<p>し、病児保育室の体制整備を進めること。</p>	<p>したがいまして、今後は、こうした利用実態をふまえ、市民ニーズや地域的なバランスを勘案しながら、医療機関を中心に整備をすすめてまいります。</p> <p><b>【こども青少年局 子育て支援担当】</b></p> <p>本市では、放課後等における児童の健全育成を目的に、「児童いきいき放課後事業」、「子どもの家事業」、「留守家庭児童対策事業」を実施しております。</p> <p>「児童いきいき放課後事業」は、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による地域や家庭での子育て機能の低下など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることに対応するため、留守家庭児童を含むすべての児童の健全育成を図ることを目的として、平成4年度から開始し、現在では市内の全市立小中学校で実施しております。「子どもの家事業」は、地域における児童の健全育成を目的に、地域の社会福祉協議会や社会福祉法人が運営しております。「留守家庭児童対策事業」は昭和44年度から実施しており、保護者に代わり、場所・指導員等を確保し、留守家庭児童を預かる学童保育所に対して補助しております。</p> <p>本市では、これらの施策により放課後における児童の健全育成に努めております。</p> <p><b>【こども青少年局 放課後事業担当】</b></p> <p>保育所整備は、各保育圏域の保育ニーズを勘案しながら、保育所や認定こども園の新設、増改築や賃貸物件を活用した保育所整備等に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も新たな保育ニーズ等の動向をふまえ、計画的な保育所整備に努めてまいりたいと考えております。</p> <p><b>【こども青少年局 保育指導担当（保育制度）】</b></p>
<p>② さらに、保育所では民営化、規制緩和等による保育所の質の低下を招くことのないよう努めること。利用者のニーズに応えるための延長保育や一時保育などにより、変則勤務が増加し、保育士の負担が増していることから、保育の質を維持するためにも、保育士の国の配置基準にとらわれることなく、市町村独自で配置数の見直しを行い、負担軽減を図ること。ま</p>	<p>本市の留守家庭児童対策事業につきましては、昭和44年以来、保護者に代わり、場所・指導員等を確保し、留守家庭児童を預かる学童保育所に対して、その運営経費を国の基準を上回る額で補助しております。</p> <p>なお、本市の留守家庭児童対策事業は民設民営の学童保育所への補助事業ですので、各学童保育所の指導員の雇用条件等も各学童保育所で独自に設定されています。</p> <p><b>【こども青少年局 放課後事業担当】</b></p> <p>公立保育所におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに応えるため、これまでの実績を踏まえながら、多様な保育サービスを提供し、地域の子育て支援のために積極的な役割を果たしていく必要があります。今後ともより一層、機能充実を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>そのためにも、限られた人的・物的資源を有効活用する観点から、公</p>

<p>た、学童保育の指導員についても処遇改善に向けて取り組みを行うこと。</p>	<p>立保育所の抜本的な再編整備を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>再編整備については、民間活力を導入し、その運営を社会福祉法人に委託してまいりたいと考えております。</p> <p>保育士の配置基準につきましては、国の児童福祉施設最低基準において定められているところですが、本市では多様化する保育ニーズに対応するため、非常に厳しい財政状況のもと国基準を上回る基準を設定するなど、鋭意その充実に努めてまいったところであります。</p> <p>今後とも、保育内容の充実に努めるため、他の指定都市との連携を図りながら引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。</p> <p>【こども青少年局 保育所運営担当、こども青少年局 保育指導担当】</p>
<p><b>5-②. 男女平等施策 (3項目)</b></p> <p>「おおさか男女共同参画プラン」が2010年度で終了することとなる。次期計画について、おおさか男女共同参画プランの検証評価と第3次男女共同参画基本計画を盛り込んだ新しい計画を策定し、より一層男女共同参画に向けて推進することを求めるとともに、特に以下の3点について要請する。</p> <p><b><u>(1)改正育児・介護休業法の周知徹底</u></b></p> <p>大阪府は女性の年齢階級別労働力率が全国平均より低いことから、女性が働き続けられる環境づくりとして市町村の職員自らがモデルとなり、男性職員の育児休暇の取得率アップに努めるとともに、大阪府と連携して改正育児・介護休業法の周知徹底を行うこと。</p>	<p>男性の育児休暇については、本市の「大阪市特定事業主行動計画」においても男性職員の育児支援を次世代育成支援の取組項目として掲げており、男性が子育ての始りの時期から育児にかかわるきっかけづくりが積極的な子育てへの参画を促進し、家族みんなで育児に参加する雰囲気づくりの醸成につながると考えられることから、男性の育児休業のみならず、配偶者分べん休暇の取得率等についても計画の中で数値目標を設定し、取り組んでいるところです。</p> <p>また、改正育児・介護休業法に伴う育児参加等に関する諸制度の充実にしても、制度改正を反映した「出産・子育てのための各種制度ガイドブック」を各所属に送付し、所属内での周知を図ったところであり、今後においても、全ての職員に諸制度の周知徹底が図れるよう取り組んでまいります。</p> <p>【総務局人事部人事担当】</p> <p>本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「大阪市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年1月から施行しております。また本条例に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画ー大阪市男女きらめき計画ー」を平成18年3月に策定いたしました。</p> <p>本計画では計画の実効性を発揮するために、計画期間10年間のうち、前半期5年間については「多様な働き方のもとでの仕事と家庭の両立」に重点的に取組んできており、働く一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することに向けて効果的な取組を行っておられる市内の中小企業等を表彰する「大阪市きらめき企業賞」などの施策を実施しております。現在、後半期5年間の重点的な取組みを定めるため計画の改訂作業を行っており、「魅力あるまちづくり」を重点的な取組とする後半期の計画においては男性の育児休暇取得率を13%とするなどの目標を掲げ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「女性のライフコースに沿った自立への支援（エンパワメント）」など4点を主な課題とし</p>

	<p>て、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスに関する冊子の作成など、仕事と家庭の両立に向けた市民の皆様への啓発活動にも取り組んでまいります。</p> <p>【市民局 市民部 男女共同参画担当】</p>
<p><b>(2) 意思決定過程への女性参画</b></p> <p>市町村における女性の管理職登用の促進に取り組むこと。また意思決定の場に男女がバランスよく参画できるように広く市民に女性参画の重要性について広報し、参画促進に向けて取り組むこと。</p>	<p>女性職員の管理職への登用につきましては、これまでから積極的に行ってきたおり、女性管理職数も 10 年前に比べると 251 名の増加となっております。</p> <p>また、女性職員が多様な経験を積み、幅広い分野で活躍していくためにも、これまで女性管理職を配置していなかったいくつかの部局において、それぞれ女性管理職を登用するなど、その職域の拡大を図ってまいりました。</p> <p>最近の女性の社会進出のめざましきや本市職員に占める女性職員数の増加といった状況、及び女性職員の活躍ぶり等を踏まえ、今後とも、さらに幅広い範囲での女性職員の管理職への積極的な登用と人材の育成に努めてまいります。【総務局人事部人事担当】</p> <p>本市においては、平成 18 年 3 月に策定しました「大阪市男女共同参画基本計画－大阪市男女きらめき計画－」（以下：基本計画）に基づき、男女がともに個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」をめざし、施策を推進しております。</p> <p>女性の参画促進につきましては、本市では全ての審議会への女性の参画を図り、平成 27 年度までに女性委員の占める割合が 40 パーセント以上になることを目指しております。平成 22 年 4 月現在で女性委員の割合は 34.8 パーセントとなっており、女性委員が 0 の審議会は 0 となっております。また、女性の能力発揮に向けた企業・地域団体の取り組みを奨励するとともに先進事例を紹介するなど、企業・地域等の取り組みの支援を行ってまいります。</p> <p>【市民局 市民部 男女共同参画担当】</p>
<p><b>(3) 男女共同参画に関する条例の制定について</b></p> <p>男女平等社会の実現に向けた積極的な取り組みのために、男女共同参画に関する条例が未制定の市町村については、大阪府と連携し、制定に向けて取り組むこと。また、制定されている市町村については、男女共同参画が推進するよう取り組みを行うこと。</p>	<p>本市においては、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、「大阪市男女共同参画基本条例」を平成 15 年 1 月より施行しております。</p> <p>また、平成 18 年 3 月に同条例に基づき、平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画－大阪市男女きらめき計画－」を策定し、前半期の 5 年間は、「多様な働き方のもとでの仕事と家庭の両立」をテーマに重点的に取り組んでおります。</p> <p>現在、平成 23 年度からの計画後半期に向けた計画改訂作業を進めているところであり、重点的に取り組む課題として、①地域活動の活性化、②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、③女性のライフコースに沿った自立への支援（エンパワメント）、④男女共同参画の実現に向けた男性の意識改革と積極的支援、を改訂素案に掲げております。</p> <p>今後も、本計画に基づき、男女共同参画施策の推進に努めてまいります。</p>

	<p>す。</p> <p>【市民局 市民部 男女共同参画担当】</p>
<p><b>6. 環境・まちづくり・平和人権施策 (12項目)</b>  <b>(1)環境ISO14001の取得促進と施策強化</b></p> <p>大阪府は「一般廃棄物のリサイクル率」目標は21%と設定しているが、2008年で11.5%の実績に留まっており全国ワースト1である。そこで、このリサイクル率を全国平均(20.3%)のレベルまで、大阪府と連携し早期に確立できる施策を講じること。特に、「食品廃棄物の削減」の取り組みは、業種別によって差が大きいため、業種別単位での分析と対策を早期に行い施策を講じること。</p>	<p>大阪市におきましては、平成22年3月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、市民・事業者の皆様とのさらなる連携・協働によるごみ減量・リサイクルの取組を推進しており、なかでも優先課題(上流対策)とされている2R(発生抑制・再使用)の取組を重視し、積極的に推進しているところです。</p> <p>なお、平成21年度ごみ処理量は118万トンとなり、平成20年度ごみ処理量135万トンに対し17万トン(13%)の減量であり、平成3年度のピーク(217万トン)以降、これまでにない大幅な減量となりました。また、リサイクル(資源化)量は27万トンとなり、平成20年度の26万トンに対し1万トンの増量となるなど、順調に推移しております。今後とも、市民・事業者の皆様と連携・協働して各種施策を推進し、より一層のごみ減量・リサイクルを図ってまいります。</p> <p>食品廃棄物の削減の取組につきましては、平成13年に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(以下、「法」という。)が施行され、食品廃棄物の発生抑制と再生利用が図られていますが、小売業・外食産業における取組が低迷していることから、平成19年の法改正により定期報告義務の創設や平成24年度までに達成すべき業種別の再生利用等実施率目標を導入するなど、食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化措置が講じられました。</p> <p>食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供、普及啓発、研究開発及び資金の確保、また食品関連事業者に対する指導・勧告等の法に基づく措置につきましては国の責務とされておりますが、大阪市におきましても国と連携して、法の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関係事業者の自主的・主体的な取組を促してまいります。</p> <p>【環境局総務部事業企画担当、環境局環境施策部企画担当】</p>
<p><b>(2)省エネ対策の推進</b></p> <p>①一般家庭やオフィスビルへの省エネ商品の普及など、地球温暖化防止対策及び省エネ対策の取り組みが急務である。たとえば大阪府が推進している環境家計簿など市民全員の参画のもと環境対策を推進できるように啓発及び施策を講じること。</p>	<p>大阪市の2008年度の温室効果ガス総排出量は、1990年度比で14.5%削減され、2009年3月に策定した『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』で定めた、1990年度比で2011年度までに10%削減する目標を達成したが、部門別にみると、家庭部門、業務部門の排出量についてはそれぞれ27.7%、35.8%増加しています。</p> <p>今後の大阪市内における温室効果ガス排出量の削減を進めるには家庭部門や業務部門への取組を進める必要があり、市民、環境NPO・NGO、事業者、学識経験者、行政が一体となって地球温暖化防止活動を推進するパートナーシップ組織である「なにわエコ会議」の運営支援や、環境家計簿を活用した家庭での環境配慮活動を普及啓発する「なにわエコライフ認定事業」、太陽光発電補助制度等により、市民・事業者を含めさまざまな主体とともに取組を進めています。</p> <p>現在、2010年3月に受けた大阪市環境審議会の答申の内容を踏まえ、</p>

	<p>今年度中を目標に新計画「大阪市地球温暖化対策実行計画（仮称）」の策定を進めています。今後、新計画に基づき、市民・事業者と連携した地球温暖化対策を進めてまいります。</p> <p>【環境局環境施策部地球温暖化対策担当】</p>
<p>②自然エネルギーシステムの導入に対する補助金制度を、大阪府と連携し策定・強化すること。</p>	<p>自然エネルギーの導入に関しては、太陽光発電設備の設置に対する国の補助制度の再開にあわせて、平成21年4月に本市独自の太陽光発電補助制度を創設し、市内の住宅や事業所に太陽光発電設備を設置する際に、その設置費用の一部を補助しています。</p> <p>なお、この制度は、国の補助制度と併用できることとしています。</p> <p>【環境局環境施策部地球温暖化対策担当】</p>
<p><b><u>(3)地球温暖化一般排出ガスの削減の取り組み</u></b></p> <p>温室効果ガス排出量削減施策では、1990年度より9%（2010年度）の削減目標が掲げられているが、2007年度実績では5.9%の削減に留まっている。特に課題となっているCO<sub>2</sub>排出量では、111万トンの増加となっている。このため、CO<sub>2</sub>排出量削減に向けて各分野別（民生家庭・業務分野中心）に目標設置し、9%削減に向けた施策の強化を大阪府と連携するとともに地域での削減を講じること。</p> <p>*参考(1990年度比)</p> <p>○産業部門：▲610万トン(▲23%) ○運輸部門：+68万トン(+9%)</p> <p>○民生家庭：+297万トン(+34%) ○民生業務：+185万トン(+56%)</p>	<p>大阪市では、2002年度に策定した「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」で定めた市域の温室効果ガス総排出量の削減目標を、2009年3月に策定した『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』において、1990年度比で2011年度までに10%削減する新たな目標に見直して、市民・事業者とともに省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出抑制などの施策に取り組んでいます。</p> <p>2008年度の排出量は、1990年度比で14.5%削減され、新たな目標も達成しました。</p> <p>現在、2010年3月に受けた大阪市環境審議会の答申の内容を踏まえ、市域の温室効果ガス総排出量の削減目標を、中期目標として1990年度比で2020年度までに25%以上削減し、長期目標として2050年度までに80%削減すると定めた新計画「大阪市地球温暖化対策実行計画（仮称）」の策定を進めており、2011年1月14日～2月10日にかけてパブリック・コメントを実施しています。</p> <p>今後、新計画で定める削減目標の達成に向けて、国・大阪府や周辺自治体と連携しながら積極的に地球温暖化対策を推進してまいります。</p> <p>【環境局環境施策部地球温暖化対策担当】</p>
<p><b><u>(4)公園整備について</u></b></p> <p>公園内に設置している遊具で、破損や劣化に伴って事故が発生している。そこで、遊具の定期点検を行い、安全対策の強化を講じること。ま</p>	<p>本市が管理する公園につきましては、市民の皆様安心して遊具を利用していただけるよう、公園事務所において年3回の定期点検と毎月1回の日常点検を実施しています。なお、点検や通報により、遊具など公園施設の破損を発見した場合には速やかに修繕を実施しております。</p> <p>また、公園を整備する際には地元の皆様の意見を伺いながら、遊具の設置や多目的に利用できる広場をつくるなど、様々な利用に対応できる</p>

<p>た、球技をはじめとするレクリエーションなど、区画整理の可能な公園では死角が発生しないことも含めて安全対策を施し利用出来るように整備すること。</p>	<p>公園づくりに努めています。</p> <p>【ゆとりとみどり振興局緑化推進部 整備担当】</p>
<p><b>(5) 交通網充実に向けた施策の強化について</b></p> <p>国が策定しようとしている「交通基本法」をベースに、大阪府と連携し行動計画の策定と目標を設定すること。特に、利便性が高く、高齢者への支援措置や環境にやさしい交通体系の施策を実施し、さらに観光都市大阪の充実に向け外国人にも視点を当てるなど、総合的な交通システムの構築を目指すこと。</p>	<p>交通基本法については、現在、国により法案に関する検討が進められているところではありますが、同法の制定状況を見据えながら、今後とも、快適な都市環境との調和を図りつつ、生活の利便性、活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立をめざすという総合交通体系の考え方に基づき、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組むものとし、公共交通については、鉄道を中心に、これをバスが補完する交通システムの形成を進め、自動車交通については都市環境との調和を十分に考慮して、その無秩序な増加を抑制しながら道路ネットワークの充実に図り、流れの円滑化に努めていきます。</p> <p>【計画調整局 計画部 交通政策担当】</p> <p>本市におきましては、70歳以上の高齢者を対象に、無料で市営交通機関を利用できる敬老優待乗車証を交付しております。</p> <p>敬老優待乗車証交付制度につきましては、70歳以上の高齢者が市営交通機関を利用して出かけることにより、地域でのボランティア活動や友人等とのふれあいなど、高齢者の社会参加が進められるとともに地域のにぎわいや活性化にもつながるものであり、高齢者の生きがい施策として、できるだけこの制度は続けていかなければならないと考えております。</p> <p>しかしながら、制度発足から38年が経過し、社会情勢や高齢者を取り巻く状況も大きく変化していることや、他都市の実施状況を見ますと利用者に負担を求めずに無制限に利用を認めているのは本市のみとなっております。</p> <p>一方、本市財政は極めて厳しい状況にあり、このままでは財政破綻は免れないという状況であります。</p> <p>そこで、本制度を高齢者の生きがい施策として、今後も持続可能な制度として維持・継続していくために、市会での議論を踏まえ具体的な方策について検討してまいります。</p> <p>【健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当】</p> <p>交通局では「市営交通バリアフリー計画」に基づき、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全・快適に利用できる市営交通を目指し、エレベーターやエスカレーターの整備、ノンステップバスの導入などを進めてまいりました。</p>

	<p>今後も、これまでのバリアフリー施策を充実しつつ、“子育てバリアフリー”“情報バリアフリー”“心のバリアフリー”などをテーマに“すべてのひとにやさしい”市営交通を目指してまいります。</p> <p>また、地下鉄・バスなどの公共交通機関の利用促進に努め、運行により生じるエネルギーの削減や車両の低公害化を図ることなどにより、より一層環境にやさしい交通機関を目指してまいります。</p> <p>さらに、これまでも外国人にもわかりやすく利用しやすい市営交通とするため、案内表示における多言語併記や英語による車内放送、駅の番号表記などに取り組んでまいりましたが、平成23年度からは、市営交通案内センターにおける多言語対応による案内の実施やiコーナーの設置なども検討しているところであり、引き続き海外からのお客さまに対して、より一層の案内の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【交通局 総務部 総務担当、経営企画担当】</p>
<p><b><u>(6)パークアンドライドの設置拡大に向けた取り組みについて</u></b></p> <p>交通渋滞や車の排気ガスの影響によりCO<sub>2</sub>の発生量が増加しヒートアイランドが加速している。そこで、交通渋滞の緩和に向けて、パークアンドライドの設置を拡大できるように、商業施設および企業の施設など、企業の協力を得る施策を大阪府と連携し取り組むこと。また、市民全体への啓発活動にも取り組みを強化すること。</p>	<p>本市では、交通渋滞の緩和に向けて、自動車利用の適正化、道路ネットワーク機能の向上、効果的な駐車対策の推進を実施し、自動車交通の円滑化を図っています。</p> <p>その中で、自動車の利用の適正化を図るためには、市外での広域的な取り組みも重要であることから、これまで大阪府等の関係機関と連携しながら、大阪府域でのパークアンドライド駐車場の設置などの取り組みや市内での公共交通利用と連携したパークアンドライド駐車場の設置を行っています。</p> <p>今後とも、関係機関と連携しながら、パークアンドライド駐車場の設置拡大や、これらの取り組みを市民や企業の方々に効果的に周知するPR手法についての検討を行っていきます。</p> <p>【計画調整局 計画部 交通政策担当】</p>
<p><b><u>(7)自然災害対策</u></b></p> <p>ゲリラ豪雨などが発生している影響で、土砂崩れや河川の氾濫など全国的に大きな被害が多発している。そこで、自然災害を未然に防ぐために、河川の危険箇所、土砂崩れの発生する可能性の高い箇所について、河川の氾濫対策の補強及び崩落対策の補強・拡充などを大阪府と連携して取り組みを行うこと。</p>	<p>土砂災害については、都道府県が土砂災害防止法に基づいて土砂災害のおそれのある区域を調査の上、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定することとなっておりますが、大阪市内は概ね平地であるため指定区域はありません。</p> <p>河川の流下能力を超える大雨に備え、大阪市では、河川管理者が作成した河川氾濫の浸水想定区域図と避難時の心得等を掲載した防災マップを作成し、市民に配布することにより防災意識の啓発に努めております。</p> <p>【危機管理室】</p> <p>大阪府と連携した治水対策として、寝屋川流域における総合治水対策や西大阪地域における高潮対策を実施し、本市域における浸水被害軽減</p>

	<p>を図っております。</p> <p>また、本市内河川においても日常のパトロールに加え、毎年度、府市連携して護岸等構造物の全体点検を実施し、危険箇所・要補修箇所の把握に努め、補修必要箇所においては、その対策を適宜実施しております。</p> <p>今後も、大雨や地震等の自然災害に対して市民の方々の安全・安心に寄与できるよう、適正な基盤施設の整備・維持の取組みを推進してまいります。</p> <p><b>【建設局下水道河川部河川担当】</b></p>
<p><b><u>(8)大規模災害及び地震対策の拡充</u></b></p> <p>①上町断層地震ではすでに備蓄完備されているが、さらに規模の大きい東南海・南海地震における地域の避難所生活者数を把握の上、避難所生活に最低限必要な物資を確保すること。また、防災訓練については、地域における取り組みにより多くの住民参加のもと定期開催すること。</p>	<p>東南海・南海地震における大阪市内の避難所生活者数は約2万8千人と想定されております。当該地震発生時の飲料水、食糧（アルファ化米、乾パン、粉ミルク）及び生活必需品（毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、下着等）などの備蓄物資については、輸送距離の均一化を図るとともに道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えることができるよう、分散して備蓄するという考えに基づき、市内6か所の大型倉庫、区役所及び収容避難所へ配置しております。</p> <p>また、防災訓練については、地震発災初期及び災害応急対応初期における援護を要する人や被災者の人命の安全確保・生命の維持に重点を置き、地域住民を中心とした訓練を実施することにより、自助・共助の風土の醸成を図っています。具体的には、被害想定に基づいた情報伝達訓練に加えて、各区における避難所開設訓練及びその訓練実施に向けたワークショップを中心とし、地域住民が主体となって定期的に訓練を実施しています。</p> <p><b>【危機管理室】</b></p>
<p>②医療施設の耐震化については、災害医療協力病院だけでなく、すべての医療施設を災害時に利用できるように点検及び整備を行い、必要などころから順次対策を講じること。</p>	<p>府の所管に関する事項に該当するため、回答を控えさせていただきます。</p> <p><b>【市民局 雇用・勤労施策担当】</b></p>
<p>③自然災害及び地震災害に対して、それぞれ地域におけるハザードマップを市民全員に配布するとともに、ホームページの充実化とすべての人に情報の提供と、周知を図ること。</p>	<p>本市では、東南海・南海地震による津波が発生した場合や、河川や下水道で想定している以上の雨が降った場合に備えて、浸水想定区域図を作成しており、地震については、上町断層系、生駒断層系、有馬高槻構造線、中央構造線、南海トラフの活動に備えて、震度分布予想図を作成しております。</p> <p>これらハザードマップについては、日頃からの災害に対する心がまえや備えとともに、「市民防災マニュアル」として作成し、平成19年10月発行の「くらしの便利帳」に盛り込み、全戸配付しております。</p> <p>その他、浸水想定区域や避難場所、避難時の心得等を記載した「防災マップ～津波・水害から命を守るために～」を平成18年3月に区毎に</p>

	<p>作成し、こちらについても全戸配付しております。</p> <p>なお、「市民防災マニュアル」、「防災マップ～津波・水害から命を守るために～」ともに、本市ホームページに掲載するとともに、各区役所の窓口や各種防災イベント・講座などで配布し、継続的に周知しております。</p> <p>また、平成 22 年 4 月より本市のホームページに開設している地図情報サイト「マップナビおおさか」に、「防災情報マップ」を整備しており、インターネットを通じて浸水想定区域図や震度分布予測図、避難所等の詳細情報をご確認いただけます。</p> <p><b>【危機管理室】</b></p>
<p><b><u>(9)耐震化率向上の取り組み強化</u></b></p> <p>①公立学校の耐震化率を早期に全国平均まで向上させること。</p>	<p>本市学校においては、耐震診断調査を昭和 56 年以前(新耐震基準以前)の建物を対象として実施し、平成 9 年度より改築計画・教育環境も考慮しながら耐震補強の必要な校舎について順次耐震補強工事を実施しております。</p> <p>その結果、本市の公立学校の耐震化率は、平成 22 年 4 月 1 日現在で、全国 74%に対して 92%となっており、残りの未補強の校舎についても早期に耐震化を図ってまいります。</p> <p><b>【教育委員会事務局総務部施設整備担当】</b></p>
<p>②民間の住宅の耐震施策について、大阪府と連携して耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震調査及び耐震補強工事における補助金制度の周知・広報を徹底すること。</p>	<p>大阪市では、民間の住宅の耐震化を促進するため、大阪府とも連携して住宅の耐震診断・改修補助事業を実施するとともに、大阪府と府内の市町村、建築団体及び事業者団体で設立した「大阪建築物震災対策推進協議会」を通じて、耐震診断・改修補助事業や住宅等の耐震性向上について普及啓発を行っています。</p> <p>また、本市としても独自に補助事業や地震対策の必要性等について周知・広報に取り組んでおり、市ホームページ・市広報紙等への案内掲載や各区役所等における補助パンフレットの配架を行うとともに、建築関係団体等と設立した「大阪市耐震改修支援機構」と連携して、区役所等と連携した個別相談会や町会等を対象とした出前講座、セミナーの開催等により、きめ細かな普及啓発を実施しています。</p> <p>今後とも、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、引き続き、民間の住宅・建築物の耐震化の促進に努めてまいります。</p> <p><b>【都市整備局 企画部 防災・耐震化計画担当】</b></p>
<p><b><u>(10)街頭犯罪の撲滅に向けて</u></b></p> <p>府民・市民が安心・安全な生活を送ることができるよう、あらゆる安全対策システムを強化し、取り組むこと。</p> <p>①交通量・犯罪の多い地域や交差点、人の往来が多い繁華</p>	<p>(道路および自転車駐車場における防犯設備の整備)</p> <p>平成 21 年度より、立体自転車駐車場に防犯カメラや防犯ベルを設置しております。また、概ね 50mを超える見通しの悪い地下道や高架下道路に防犯ベルを設置しており、いずれも平成 23 年度に完了する予定です。</p> <p>(道路照明灯の増設)</p> <p>夜間における交通事故の防止や犯罪抑制のため、平成 15 年度より 30m 間隔で計画的に道路照明灯を増設しており平成 25 年度に完了する予定</p>

<p>街、さらに街頭犯罪が多発しているところを中心に、優先的に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止向上に大阪府及び関係各署と連携し取り組むこと。</p>	<p>です。</p> <p><b>【建設局道路部設備担当、管理部自転車施策担当】</b></p> <p>本市では、青色防犯パトロール活動に代表される市民協働による皆さんの自主防犯活動や大阪府警察の全面的な協力、また、防犯カメラ設置などの取組みの相乗効果により、平成 22 年末現在の街頭犯罪発生件数は暫定値で、28,877 件で、前年同時期と比べて 14.2%減少しています。</p> <p>なかでも防犯カメラについては、大阪市防犯カメラ設置費補助制度を活用され、駐車場やコンビニ、町会やマンションに防犯カメラの設置をいただいたほか、本市として公共施設や地下鉄、自転車駐車場などへの設置を進めてきた結果、平成 21 年度以降の 2 年間で市内に約 7,200 台の防犯カメラが設置される見込みとなっています。</p> <p>平成 23 年度におきましては、引き続き公共施設への防犯カメラの設置を行うとともに、新たに駅周辺をはじめとする街頭犯罪が多く発生している箇所への防犯カメラの設置にかかる経費の補助を検討してまいります。</p> <p><b>【市民局 市民部 安全まちづくり担当】</b></p>
<p><b><u>(11)人権問題に関する啓発活動の強化</u></b></p> <p>インターネットや携帯電話などを通じて、様々な個人情報が入手され、またその情報発信が出来ることから、各ハラスメント・人権侵害・障がい者差別・性差別などが深刻化している。そこで、人権問題に関する啓発活動の強化と、法制定に向けた取り組みとして「人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度」を早期に国へ要請すること。</p>	<p>平成 13 年 5 月に人権擁護推進審議会から出された「人権救済制度の在り方について」の答申及び同年 12 月の「人権擁護委員制度の改革について」の追加答申を踏まえ、第 154 回通常国会に「人権擁護法案」が提出されたが、その後、第 157 回臨時国会における衆議院解散（平成 15 年 10 月）に伴い同法案が廃案となって 7 年が経過しました。</p> <p>一昨年、政権が交替し、現在民主党を中心とした政府において、人権侵害救済を目的とする法案の通常国会での提出についての議論がなされています。</p> <p>深刻化する人権侵害による被害者を救済するための法制度を早急に確立することは必要であることから、国に対してはこれまでから大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会とともに法的措置について要望してきたところです。</p> <p>引き続き、真に独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権侵害救済に関する法制度とともに地域レベルにおける人権侵害に対して、迅速かつ効果的にきめ細かく対応するため、地方人権委員会の組織化などの法的措置が早急に講じられるよう、大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会ともども国に要望してまいります。</p> <p>また、人権教育・啓発については、平成 21 年 2 月に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の趣旨を踏まえ、多様な人権問題に対応できる拠点施設として、昨年 10 月に阿波座センタービル 1 階に人権啓発・相談センターを設置したところですが、今後、同センターにおいて効果的・効率的に啓発事業を推進してまいります。</p> <p><b>【市民局人権室】</b></p>

<p><b>(12) 平和の情報発信基地としての役割推進</b></p> <p>「国際平和都市・大阪」宣言に基づき、「大阪国際平和センター」の役割を重視し、府民だけでなく、世界に発信できる平和の情報発信基地として周知・啓発・広報活動を強化すること。</p>	<p>大阪国際平和センター（ピースおおさか）は、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えるとともに、大阪が世界に貢献する“平和の首都”のシンボリック施設として、大阪府と大阪市の共同により平成3年9月17日に開館されたものです。</p> <p>以来、常設展示をはじめ、各種企画展示の充実、平和祈念事業の実施などの事業展開を行っています。さらに、戦争と平和に関する全国の博物館で構成する日本平和博物館会議に加盟することで、幅広く国内を網羅した平和に関する事業に積極的に参画してきています。</p> <p>また、平成14年度から2か年事業で「大阪空襲死没者名簿」の編さんを行うとともに、戦後60周年の節目にあたる平成17年には、この名簿を保存し、大阪空襲による死没者を追悼し恒久平和を祈念する「場」とモニュメントを、府民・市民をはじめ、ひろく一般の方々からの募金により整備し、平和意識の醸成に努めています。</p> <p>本市は今後とも同センターに対し、引き続き、戦争と平和に関する情報・資料の収集・保存・展示等の充実を図るとともに、平和に関する調査研究・学習・普及を進め、平和の情報発信基地としての役割が果たせるよう、働きかけていきます。</p> <p>また本市としても、ホームページや市政だよりなどの本市の様々な広報媒体を活用して展示や企画事業の紹介を行うなど、今後も積極的に「ピースおおさか」の取組みについて広く周知していきます。</p> <p><b>【教育委員会事務局 生涯学習担当】</b></p>
<p><b>7. 大阪市地域協議会の個別要望（7項目）</b></p> <p><b>(1) 雇用・生活施策の一体的支援の充実</b></p> <p>雇用情勢が引き続き厳しい中、派遣切れや雇い止めなどにより不安定な生活を余儀なくされている失業者に対し、直ちに生活保護に陥らせない対策として、「就労と生活施策」の一体的な支援ができるよう、労働・福祉施策の横断的な連携を一層強化すること。</p>	<p>国の「新たなセーフティネット」の一環として、雇用情勢の悪化に迅速に対応するため、住宅を喪失または喪失のおそれがあり、一定の支給要件を満たす離職者に対しまして住宅手当を支給する「離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業」を平成21年10月1日から実施しています。</p> <p>本事業は、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としており、住宅手当を支給するとともに、受給者に対して面接により就労に関する助言など常用就職に向けた就職活動への支援を行っております。</p> <p>本事業をさらに利用しやすい制度とし、離職しても直ちに生活保護に陥ることなく第2のセーフティネットとして機能するよう、昨年4月に収入要件をはじめとする支給要件の緩和等を行ったところであります。</p> <p><b>【健康福祉局 生活福祉部 住宅手当緊急措置担当】</b></p> <p>本市では、雇い止めなどにより住居を喪失した離職者のうち就労意欲の高い者に対して、住居を確保したうえで、就労の相談とともに、精神的なケアなどを含めた生活相談を合わせて総合的に実施することにより、一日も早く元どおりの生活に戻るよう支援することを目的として、平成22年度より実施している「住居を喪失した離職者に対する総</p>

	<p>合的就労支援事業」により、機動力に優れる NPO 等と協働し地域で離職者を支える仕組みを作っており、平成 23 年度も引き続き実施する予定です。</p> <p>また、国の基金を活用した緊急雇用創出事業の実施など「雇用創出」に取り組んでいるところですが、生活保護受給者の就業をより推進するため、平成 22 年度より、「ふるさと雇用再生基金事業」及び「緊急雇用創出基金事業」において「生活保護受給者」及び「ボーダーライン層」への優先枠を設定しており、平成 23 年度は、109 名の優先枠を設けています。</p> <p>さらに、重点分野雇用創造事業においては、「大阪市ジョブアタック事業」において 370 名、「介護雇用プログラム（ホームヘルパー2 級）」において 20 名、医療クラーク人材育成事業で 10 名の優先枠を設定しています。</p> <p>今後とも、関係先と連携し、とりわけ生活保護に至らないための取組みを強化してまいります。</p> <p><b>【市民局 雇用・勤労施策担当】</b></p>
<p><b><u>(2) 保育所待機児童の解消と人口回復施策</u></b></p> <p>保育所待機児童の解消に向けて、特に乳児の入所枠の拡大を求めるとともに、24 区の状況を明らかにすること。また、少子・高齢化、人口の減少傾向にある中、大阪市の人口回復に向けた施策について、どのような事業や環境整備が行われているのか、生活支援施策の観点から明らかにすること。</p>	<p>人口回復に向けては、教育や安全など、様々な面から魅力ある居住環境であることが必要です。</p> <p>子育て世帯にとって居住にあたっての重要な要素となる住居費の負担に関しては、本市では、市内で住宅を取得しやすいよう、子育て世帯を対象に、分譲マンションを取得する際の利子補給制度を設けているほか、子育てに安心なマンションの認定制度なども実施しています。</p> <p>また、子育て世帯の関心が高い、教育環境の充実に向けては、こどもの学力向上に向けた取り組みや、大阪ならではの多様な資源を活かし、子どもたちの成長の糧となる体験や学習の機会の提供などにも重点的に取り組んでいます。</p> <p>さらに、保育サービスの充実も重要な要素であり、保育所の待機児童を解消するため、保育所の新設・増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備等を進め、平成 21 年度は、平成 16 年度から 19 年度までの年間平均整備実績の約 4 倍となる 2,301 人分の入所枠を整備し、必要な入所枠 42,000 人の目標以上の入所枠を確保してきたところです。</p> <p>今後とも、少しでも多くの方に大阪を「いちばん住みたいまち」として選んでいただけるよう、必要な施策を進めていきます。<b>【政策企画室 政策企画担当】</b></p> <p>保育所整備は、各保育圏域の保育ニーズを勘案しながら、保育所や認定こども園の新設、増改築や賃貸物件を活用した保育所整備等に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、保育所待機児童の 24 区の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）については、本市ホームページ等で公表しております。</p> <p>(<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kodomo/0000082143.html">http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kodomo/0000082143.html</a>)</p>

	<p>)</p> <p>今後も新たな保育ニーズ等の動向をふまえ、計画的な保育所整備に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【こども青少年局 保育指導担当 (保育制度)】</p>
<p><b>(3) ごみの減量化と分別収集の推進</b></p> <p>ごみの減量化に向けて一層の施策推進に努めるとともに、家庭ごみの分別収集の推進に向けた取り組みの進捗状況について明らかにすること。</p>	<p>大阪市におきましては、平成22年3月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、市民・事業者の皆様とのさらなる連携・協働によるごみ減量・リサイクルの取組を推進しており、なかでも優先課題(上流対策)とされている2R(発生抑制・再使用)の取組を重視し、積極的に推進しているところです。</p> <p>また、大阪市では、拠点回収として紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服の回収を行っております。</p> <p>なお、現在区役所で行っている紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計の受付回収を、区役所が開庁している間いつでも持ってきていただけるよう、平成23年4月より回収ボックスによる回収に変更します。</p> <p>マタニティウェア・ベビー服・子ども服については、お住まいの地域を担当する環境事業センターへの電話申し込みにより、ご家庭まで引取りに伺います。</p> <p>【環境局総務部事業企画担当、環境施策部家庭系ごみ減量担当】</p>
<p><b>(4) 放置自転車対策の強化と駐輪場の地下活用</b></p> <p>マンション周辺など住宅地における放置自転車対策を強化するとともに、自転車駐輪場の確保策として、主要ターミナルにおける地下活用について市の考え方を明らかにすること。</p>	<p>自転車の駐車施設の確保については、駐車需要を発生させる建築物側で行うことが基本であると考えております。</p> <p>このため、共同住宅については、『大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例』(平成22年4月1日施行)において、新築や増築、改築の際に原動機付自転車を含む自転車駐車場(以下、駐輪場)の設置を義務付けるなどし、建築確認申請前に当該共同住宅の事業者を対象に事前協議を実施し、駐輪場の確保を図っております。(同条例により、ワンルーム形式住戸(床面積35㎡以下)については1戸あたり0.7台の駐輪場を、また、ファミリー形式住戸(床面積35㎡超)については1戸あたり1台の駐輪場の設置を義務付けるなどしております。)</p> <p>主要ターミナル周辺におきましては地下空間を含めた土地全体が非常に高度に利用されており、駐輪場の適地確保に苦慮しているところです。また、有識者会議である大阪市自転車交通問題検討委員会から、「駐輪需要を発生させる原因施設において駐輪スペースが確保されるべきであり、駐輪スペースの確保にかかる大阪市の役割については限定的に考えるべきである。」との提言を受けております。このため地下鉄や地下街等の他の開発と併せて効率的かつ安価に整備できる場合を除いて、駐輪場整備は平面式で実施することを原則として進めております。</p> <p>【建設局管理部自転車施策担当、計画調整局開発調整部規制誘導担当】</p>
<p><b>(5) 路上喫煙禁止区域の拡大と啓発活動の強化</b></p>	<p>路上喫煙の問題は、基本的に市民等のマナーやモラルの問題であり、他人に迷惑や危険を及ぼす行為を慎むというマナー意識の向上が最も</p>

<p>路上喫煙禁止区域の拡大に向けて、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の全市的な取り組み状況を明らかにするとともに、市民や来阪者への喫煙時のマナーやモラル向上に向けた啓発活動を強化すること。</p>	<p>重要な課題であると考えています。</p> <p>現在の「禁止地区」は、平成 19 年 7 月に有識者・各種団体の代表者等で構成された「路上喫煙対策委員会」からの答申により、通行者数の多さ、路上喫煙率の高さ、大阪を代表する地域であること、区域の明確さのほか、「禁止地区」における規制が全市的な路上喫煙を抑止する P R 効果、波及効果を勘案し指定したものです。</p> <p>また、「禁止地区」以外の地域での取組については、市民、事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動に対し、本市が啓発物品の作成、提供や、職員を派遣することで協働した取組を進める「たばこ市民マナー向上エリア制度」を、平成 20 年度に全国で初めて導入しました。地域社会におけるマナー・モラルの向上にむけ、年々参加団体も増えており、現在 60 の団体が市内各所で路上喫煙の防止活動に取り組んでおり、今後さらなる拡充を図る予定です。</p> <p>具体的な活動としましては、路上喫煙防止の啓発用ポケットティッシュの配布、活動エリア内でのポスターやのぼりの掲出のほか、商店街内で路上喫煙防止を啓発するテープを繰り返し流すなど、各団体の地域の実情に合わせた活動を行っていただいています。</p> <p>本市では、「禁止地区」での罰則による規制と、「たばこ市民マナー向上エリア制度」による市民・事業者と行政が協働して、市民等のマナーやモラルの向上を図る取組を総合的に実施することにより、路上喫煙対策の実効性の確保を図りたいと考えています。</p> <p>今後、「禁止地区」の拡大を検討するにあたっては、現在の「禁止地区」での取組の効果と、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の取組の実効性を十分見定め、検証してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、市民や来阪者に対する普及啓発としましては、禁止地区内の各所に看板や路面タイルを設置しているほか、市広報紙、市内に 1,000 カ所近くある市広報板、地下鉄・ J R 車内や駅舎、地下鉄出入口等での啓発ポスターの掲出や階段広告など、様々な手法で周知、啓発を行ってきたところです。</p> <p>このほか昨年は新しい試みとして、関西空港と伊丹空港に全国的にも有名なキャラクター「くいだおれ太郎」を使った大型看板を設置し、大阪市を訪れる方を意識した啓発を実施したところです。</p> <p><b>【環境局事業部業務担当】</b></p>
<p><b><u>(6) 災害時の帰宅困難者対策</u></b></p> <p>災害時の帰宅困難者への対策として、現在、大阪駅周辺をモデル地区として検討されていますが、その他のターミナル等での対策はどのようなになっているのか。ま</p>	<p>本市は、大都市の特性として、約 124 万人にのぼる昼間流入人口を擁しております。大地震により鉄道など交通機能が停止した場合、徒歩でも帰宅できない、いわゆる「帰宅困難者」が市内で約 90 万人発生するという想定が出ており、ターミナル等では大きな混乱が予想されます。</p> <p>このような想定のもと、帰宅困難者対策は大切なものであり、行政機関と民間事業者が連携し、ターミナルの混乱防止策や代替輸送対策、あるいは民間事業者における備えなどの検討を行い、民間事業者との協力</p>

<p>た、いわゆる社会的災害弱者の方々に対する避難誘導等の対策について、市の考え方を明らかにすること。</p>	<p>体制をあらかじめ構築しておく必要があります。</p> <p>このため、本市では、大阪駅周辺をモデル地区として、大阪府をはじめ関係行政機関と民間事業者からなる「大阪駅周辺における大規模災害時帰宅困難者対策検討会」を平成 21 年度に立ち上げ、課題の抽出や解決に向けた検討を進めており、対応計画の素案を作成したところであります。また、出来る対策から実施しており、民間事業者及び従業員における災害時の備えを取りまとめたリーフレットを作成・配布し、機会をとらえ研修会を開催するなど広く啓発を行っております。</p> <p>来年度(23 年度)においては、対応計画の素案の中心的な組織で、災害時におけるパニック防止、情報提供、トイレ等への誘導などを担っていただく民間企業主体の協議会を結成するなど、素案を実行するとともに、訓練を実施してその実効性を検証し、より効果的な対策として、対応計画を取りまとめていきます。</p> <p><b>(※大阪駅周辺における訓練は、23 年秋頃実施予定)</b></p> <p>なお、いわゆる社会的災害弱者の方々の避難等に関わる安全確保については、パニック防止対策が重要で地域の民間事業者の協力のもと実施できるよう対応計画に取り入れております。</p> <p>今後は、来年度実施の訓練と対応計画をもとに、大阪駅周辺については、民間組織による帰宅困難者対策の取組みの継続を図るとともに、本事業の検討成果をもとに、全市に応用、適用してまいります。</p> <p><b>【危機管理室】</b></p>
<p><b><u>(7) 児童虐待等に対する区役所との連携強化</u></b></p> <p>児童虐待が社会問題となる中、子ども相談センター（児童相談所）に限らず、身近な区役所（保健福祉センター）との一層の連携が必要であると考えますが、市の考え方を明らかにすること。</p>	<p>大阪市では、平成 13 年度には市児童虐待防止連絡会議の設置、平成 14 年度には区役所を拠点とした児童虐待対策の強化を図るため、各区に児童虐待担当係長を配置するとともに、区連絡会議を設置し、実効性のあるネットワークの構築を進めております。</p> <p>また、平成 14 年度より、軽度な虐待がある家庭に対し、定期的に訪問支援する「子ども家庭支援員」を養成し、虐待防止にかかるサポート体制の構築に努めるとともに、平成 16 年 4 月から、各区実務者会議に対する保健・医療支援システムの導入を図り、専門医療的な支援を行う取り組みを行っております。</p> <p>さらに、地域福祉計画の具体化が進展する中で、平成 17 年度には総合的な地域支援システムの中に子育て支援専門部会を設置し、児童虐待防止連絡会議を組み込むことにより、関連する福祉サービスと連携し総合的な支援を行える区レベルの体制整備を図るとともに、主任児童委員や市民ボランティアを対象とした児童虐待予防地域協力員を養成配置するなど地域のネットワークの充実・強化に努めております。</p> <p>そして、平成 18 年 4 月には、各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、10 月には、児童虐待防止連絡会議を児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として位置づけ、機関連携によるネットワークの強化を図ってきました。</p>

また、平成 21 年 9 月には、こども相談センターに児童虐待ホットラインを開設し、24 時間 365 日体制で、児童虐待の通告・相談に対応し、48 時間以内の安全確認を実施するとともに広く市民に対し児童虐待防止のための啓発や周知を行っております。

一方、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間には、オレンジリボンキャンペーンを推進し、広く児童虐待防止の広報啓発活動を行っております。

また、児童を虐待から守るため、基本理念を定め、本市、市民、保護者の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、通告にかかる対応等基本となる事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的として、平成 22 年 12 月 15 日大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例が公布・施行されました。

今後とも、児童虐待防止事業を着実に実施し、より一層児童虐待防止ネットワークを強化するとともに、施設の充実や里親支援などの受け入れ体制の整備など多様な施策を講じ、充実に努めてまいります。

**【こども青少年局こども家庭支援担当、こども相談センター】**